

第23期第5回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年7月22日（火）16時から

場所 唐津市水産会館 研修室

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 松浦海区における定置漁業の免許について（諮問）・・・・・・・・・・ P1～P4
- (2) 松浦海区における漁場計画（案）について（協議）・・・・・・・・・・ P5～P10
- (3) 令和7年度潜水器漁業（湊・屋形石地区）特認許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P11～P14
- (4) なまこ漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P15～P18
- (5) カキ試験養殖について（協議）
 - 1 佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（満島地区）・・・・・・・・・・ P19～P29
- (6) 火光利用に関する委員会指示について（協議）・・・・・・・・・・ P30～P32
- (7) 委員会指示の適用除外について（協議）・・・・・・・・・・ P33～P43
- (8) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における佐賀県の要望事項について（協議）・・・・・・・・・・ P44～P47
- (9) その他

議題 1

水産第 1633 号
令和 7 年 7 月 9 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

松浦海区における定置漁業の免許について（諮問）

令和 7 年 5 月 27 日付けで公示した松浦海区における定置漁業の漁場計画（計 1 件）
について、から免許申請がありました。

については、漁業法第 70 条の規定により、貴委員会の意見を求めますので、令和 7
年 7 月 31 日（木）までに答申して下さるようお願いいたします。

（担当：農林水産部水産課）

松浦海区における漁業種類別 免許件数

海区	漁業種類		免許期間	令和7年7月 現在免許件数	今回 漁場計画件数	今回 免許件数	
松浦海区	共同漁業		10年	22	—	—	
	定置漁業		5年	1	1	1	
	区画漁業	第一種	わかめ養殖業	5年	6	—	—
			こんぶ養殖業		3	—	—
			魚類小割式養殖業 (除 クロマグロ)		20	—	—
			魚類小割式養殖業 (クロマグロ)		1	—	—
			介類小割式養殖業		11	—	—
			かき垂下式養殖業		34	—	—
			かきひび建て養殖業		3	—	—
			真珠母貝垂下式養殖業		10	—	—
			真珠養殖業		10年	12	—
		第二種	くるまえび築堤式養殖業	10年	3	—	—
	第三種	あさり養殖業	5年	4	—	—	
	区画漁業計			107	—	—	
	合計			130	1	1	

漁業協同組合等別 免許申請件数一覧

松浦海区

漁業種類 組合等名	共同漁業 ※共有免許は代表 者のみ	定置漁業	区画漁業										計	
			第1種								第2種	第3種		
			わかめ	こんぶ	魚類小割 式	魚類小割 式(くろま ぐる)	介類小割 式	かき垂下 式	かきひび 建て	真珠母貝 垂下式	真珠	くるまえ び築堤 式		あさり
佐賀玄海	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	0
小川島	—						—							0
外津	—				—		—	—						0
仮屋	—				—		—	—						0
大浦浜	—				—			—	—	—				0
個人		1									—	—		1
計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

定置漁業

存続期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

公示番号	漁業の時期	漁場の位置	漁業権者
松定第1号	1月1日から12月31日まで	唐津市神集島地先	

議題 2

水産第 1684 号
令和 7 年 7 月 11 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（協議）

松浦海区における区画漁業について、漁場計画（案）を別添のとおり作成しましたので、漁業法第 64 条第 4 項の規定により貴会の意見をお聴かせください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

松浦海区における区画漁業 の漁場計画（案）

区 画 漁 業

1 区画漁業

(1) 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|---|-------|--------|
| ア | 漁業の種類 | 別表のとおり |
| イ | 漁業の名称 | 別表のとおり |
| ウ | 漁業の時期 | 別表のとおり |
| エ | 漁場の位置 | 別表のとおり |
| オ | 漁場の区域 | 別表のとおり |

(2) 関係地区 別表のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度32分21秒 東経 129度52分32秒 点イ：北緯 33度32分18秒 東経 129度52分30秒 点ウ：北緯 33度32分23秒 東経 129度52分21秒 点エ：北緯 33度32分26秒 東経 129度52分23秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	新規

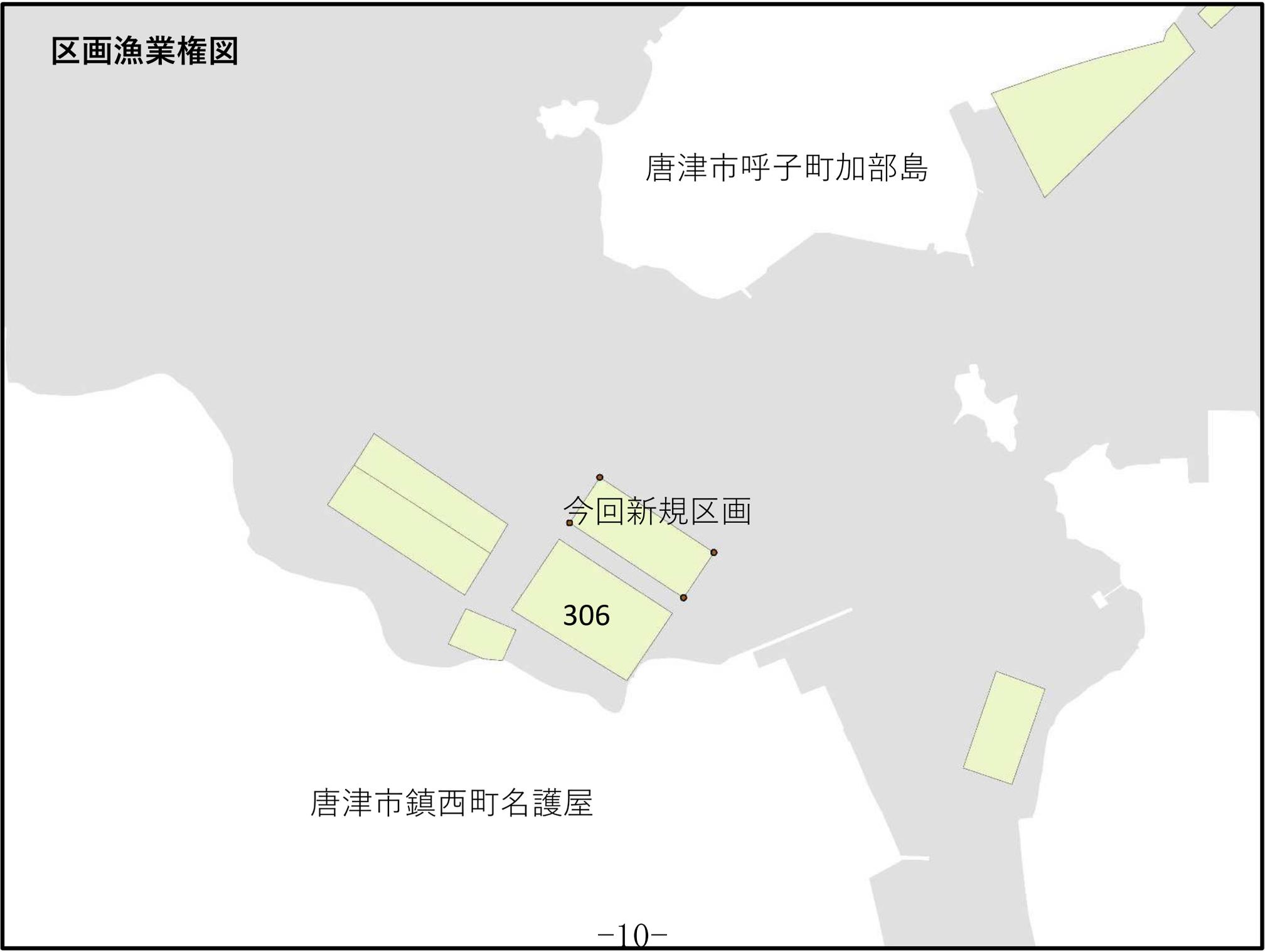
区画漁業権図

唐津市呼子町加部島

今回新規区画

306

唐津市鎮西町名護屋



水産第 1190 号
令和 7 年 6 月 18 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

令和 7 年度潜水器漁業（湊・屋形石地区）特認許可方針（案）に
ついて（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業
調整規則第 11 条第 3 項、第 15 条第 2 項の規定により、貴会の意見を求め
ます。

担当：水産課漁業調整担当 吉田
電話：0952-25-7145

令和7年度潜水器漁業（湊・屋形石地区特認）許可方針 （案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

うに簡易潜水器漁業（特認）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

共同漁業権者が認めた数

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

松共第8号第一種共同漁業権行使契約書で定められた漁場の区域内に限ることとする。

（5）漁業時期

1月1日から12月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市湊、屋形石又は横野において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- ④ 潜水士免許を取得している者
- ⑤ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ⑥ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑦ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日から令和8年6月30日まで

第3 申請すべき期間

令和7年 月 日から令和7年 月 日まで

第4 条件

- (1) ムラサキウニ、ガンガゼ以外のものを採捕してはならない。
- (2) 操業中は、共同漁業権者と取交した、協定書（写し）を携帯しておかなければならない。
- (3) 潜水器漁業を行うときは、潜水従事者以外に、操船資格を有する者を1名以上乗船させなければならない
- (4) 1日の操業で使用するポンベは、200気圧ポンベ2本以内とする。
- (5) 操業時間は、午前7時00分から午後5時00分までとする。
- (6) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶で、かつ許可証に記載されている船舶を使用すること。
- (7) 操業中は、国際信号旗A旗板及び県が指定する操業標旗（船舷3.0メートル以上の高さ）を掲げなければならない。
- (8) 操業期間終了後、漁獲成績報告書を提出すること。

議題 4

水産第 1468 号
令和 7 年 7 月 1 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

なまこ漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

なまこ漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

なまこ漁業（すもぐり）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識

イ 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角
（北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒）

（5）漁業時期

10月1日から翌年3月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

- ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和7年8月1日から令和7年8月29日まで

第4 許可の基準

合計数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (2) 2013年10月1日から2024年3月31日までの期間において、なまこの水揚げの実績がある者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心（世界測地系）

北緯：33度28分06秒

東経：130度00分42秒

- (2) 操業時間は、次のとおりとする。

10月・・・午前7時00分から午後5時30分まで

11月・・・午前7時00分から午後5時00分まで

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで

1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで

2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで

3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで

- (3) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

- (4) 操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

議題 5

水産第 1400 号
令和 7 年 6 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（満島地区）におけるカキ試験
養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第
4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

唐農水第2085号
令和7年6月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和7年6月23日付けで佐賀玄海漁業協同組合より、唐津市統括支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所満島地区においては、漁業者数の減少、後継者不足の問題に対応するべく儲かる漁業の創出に取り組んでいます。

当地区が面している唐津城周辺海域は、松浦川由来の栄養豊富な河川水が流れ込むため、カキの養殖に適していると考えております。また、当海域は水深が浅いため、浅海でも養殖可能なシングルシード方式のカキ養殖に取り組む予定であります。

そこで、満島地区でも養殖可能と考えられるシングルシード方式で試験養殖を実施し、間引きの管理及び試験出荷を行いながら、養殖の可能性を検証するために、今年度のカキ試験養殖の実施について、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和7年6月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請書

令和7年6月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通7182番地233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 カキ養殖試験
- 2 水産物の名称 カキ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市東唐津地先
計 2,100 m² (別図参照)
- 4 試験養殖期間
令和7年8月1日～ 令和8年7月31日
- 5 養殖の方法及び規模
 - 1) 方法 延縄式
 - 2) 規模
 - ・ 140m×15m = 2,100 m² (別紙参照)
 - ・ 100mの養殖ロープを2本 (バスケット300籠)



添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図 (別紙1)
- (4) 養殖施設概要図 (別紙2)
- (5) 委託契約書写

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区では、小型機船底びき網漁業やカゴ漁業、一本釣り漁業等の漁業に取り組んでいます。一方、近年の水産業を取り巻く環境は、年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えています。特に当地区においては、漁業者数の減少と後継者不足の問題に対応すべく、儲かる漁業の創出に取り組んでいます。

当地区が面している唐津城周辺海域は、松浦川由来の栄養豊富な河川水が流れ込むため、カキの養殖には適していると考えられます。当海域は水深が浅いため、従来のカキ養殖手法である垂下式養殖を行うには不向きでしたが、数年前から浅海でも養殖可能なバスケット式のカキ養殖が広まり始めてきました。

そこで今回、満島地区でも養殖可能と考えられるバスケット式のカキ養殖(シングルシードカキ)を計画しています。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和正

カキ養殖試験計画書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区では、小型機船底びき網漁業やカゴ漁業、一本釣り漁業等の漁業に取り組んでいます。一方、近年の水産業を取り巻く環境は、年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えています。特に当地区においては、漁業者数の減少と後継者不足の問題に対応すべく、儲かる漁業の創出に取り組んでいます。

当地区が面している唐津城周辺海域は、松浦川由来の栄養豊富な河川水が流れ込むため、カキの養殖には適していると考えられます。当海域は水深が浅いため、従来のカキ養殖手法である垂下式養殖を行うには不向きでしたが、数年前から浅海でも養殖可能なバスケット式のカキ養殖が広まり始めてきました。

そこで今回、満島地区でも養殖可能と考えられるバスケット式のカキ養殖(シングルシードカキ)を計画しています。

1. 試験の概要

(1)実施場所:唐津市東唐津・地先(別図1参照)

(2)実施期間:令和7年8月1日～ 令和8年7月31日

(3)試験内容

a)養殖施設(別図2参照)

・延縄式

・① 140m×15m = 2,100 m²

b)試験方法

シングルシード養殖

・8月に養殖施設(錨・ロープ・等)の準備

・9月～10月にバスケットに稚貝を入れ試験養殖開始(約6ヶ月～9ヶ月)

・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を検証

・令和8年7月末施設撤去

c)種苗の供給元および供給量(予定)

・供給元:うみの株式会社、等

・供給量:43,000 貝

d)出荷先予定

ネット販売、株式会社 NINJA SYSTEMS、等

f)養殖スケジュール

	R7.8月	9月	～	R8.6月	7月末
作業内容	①養殖施設 → 試験養殖 → 間引き等の管理、試験出荷 → 片付け				

g)収支計画

i)支出の部(※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・金額を記載)

摘要	数量	金額	備考
養殖施設一式	1式	5,125,439円	株式会社 NINJA SYSTEMS
稚貝	43,000貝	301,000円	うみの株式会社

稚貝はうみの株式会社の育成稚貝を株式会社 NINJA SYSTEMS より購入する。

養殖施設一式と稚貝の購入に係る費用は、総額 5,426,439 円である。

なお、NINJA SYSTEMS へ成長データの提供やバスケットの耐久性検証に関して協力する事で、自己負担金額は 541,343 円となる。

ii)収入の部(※試験出荷がある場合に記載)

摘要	数量	金額	備考
カキ	30,000貝	3,000,000円	

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

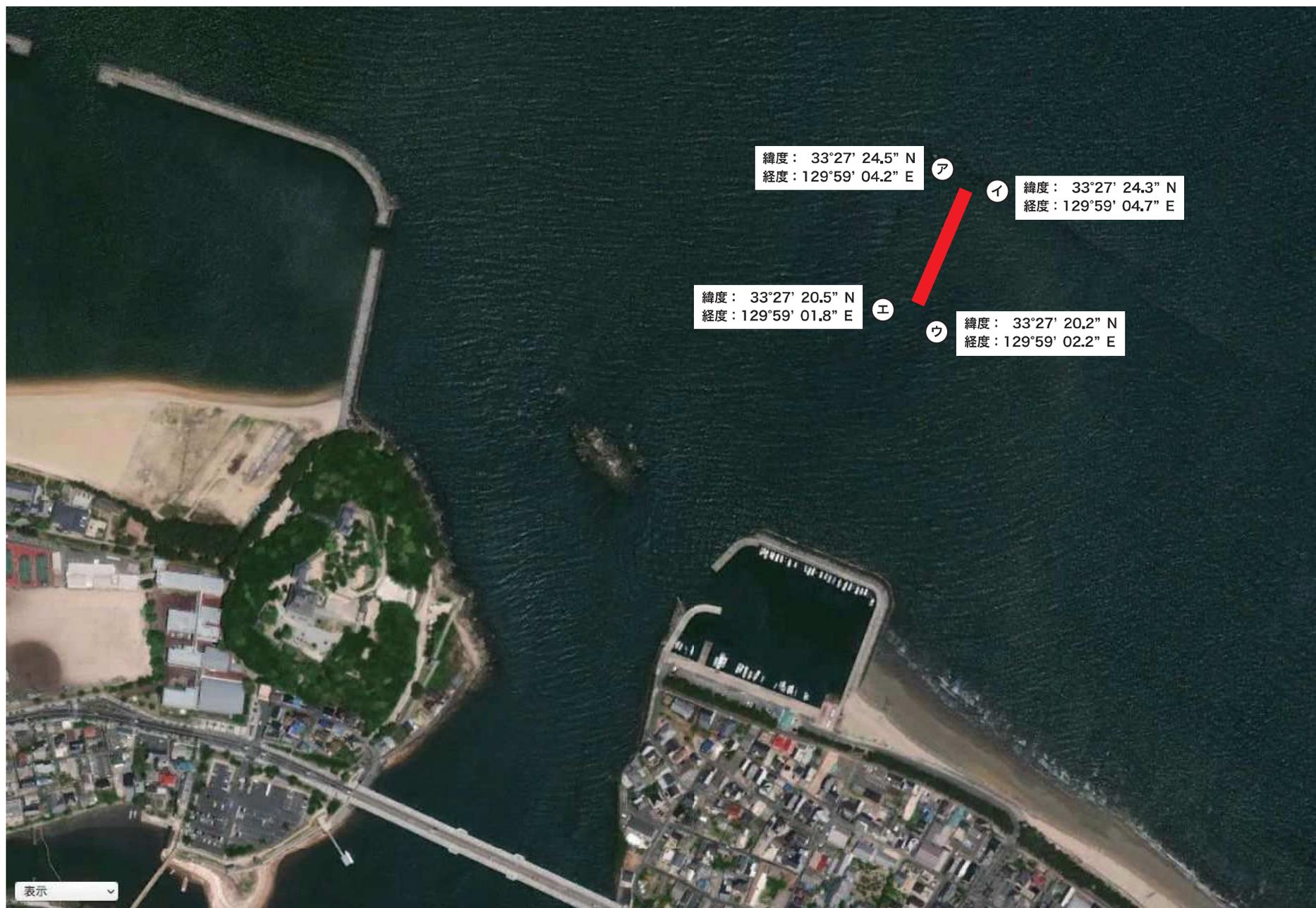
(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

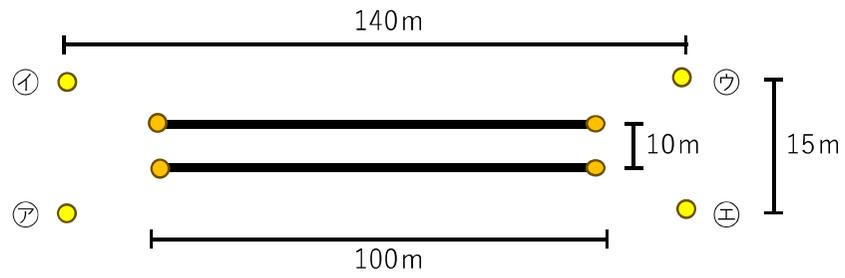
佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662



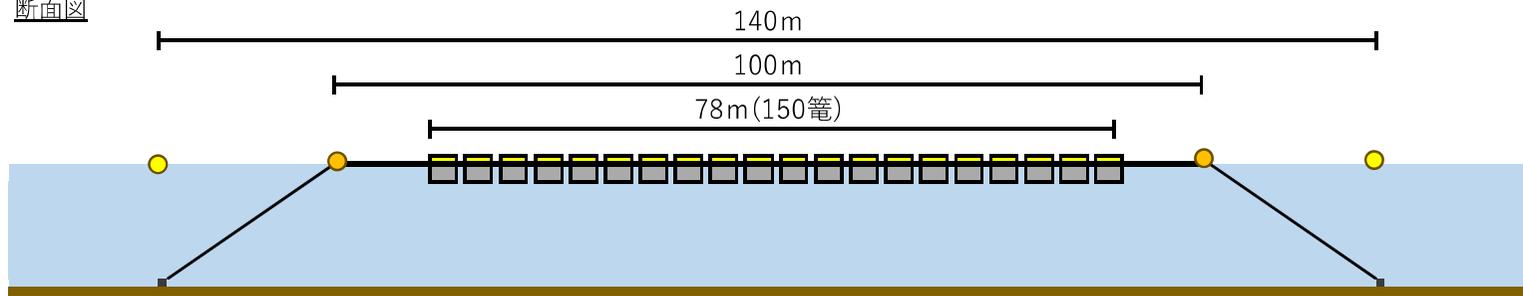
別紙 2

平面図 (300籠)

養殖面積：2100㎡



断面図



カキ試験養殖業務委託契約書

カキ試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「委託者」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「受託者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、カキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

2 受託者は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 受託者が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、受託者が行う。

（状況報告）

第3条 委託者は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年7月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て受託者の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て受託者に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受託者に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、委託者、受託者協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

- 1) 受託者がこの契約に違反したとき
- (2) 受託者が委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めるとき
- 2 受託者は、委託者の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、委託者、受託者協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 受託者は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

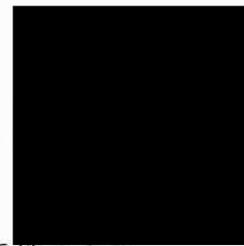
(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、委託者、受託者協議のうえ決定し処理するものとする。

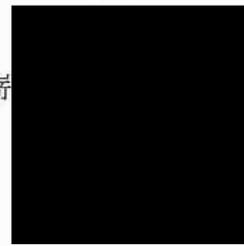
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年6月11日

委託者 唐津市西城内1番1号
唐津市
唐津市長 峰 達



受託者 唐津市海岸通7182番地233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄



松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第9 5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和7年 月 日

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 寄 和 正

1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域（以下「当該区域」という。）においては、1隻につき6キロワット以内とする。ただし、呼子大橋橋梁以東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北端を結んだ直線以南の当該区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。

2 指示の期間

令和7年8月12日から令和8年8月11日まで

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第91号

松浦海区内におけるウニ（アカ、バフン、ムラサキの各種を含む）の乱獲を防止し、資源保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月31日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正

1 採捕禁止期間

- (1) アカウニ、バフンウニは11月1日から翌年2月末日まで
- (2) ムラサキウニは7月1日から12月20日まで

2 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

水産第1736号
令和7年7月14日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成

松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外申請について（依頼）

このことについて、別紙のとおり申請しますので、よろしく願いいたします。

担当：水産課 漁港・漁場整備担当 江口

松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外申請

令和7年7月14日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

住所 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
氏名 佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成

下記により松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外を受けたいので申請
します。

記

1. 適用除外の理由

採捕禁止期間（7月1日から12月20日）にムラサキウニを駆除・有効利用の調査目的で採捕したいため。

2. 適用除外の期間

承認の日から令和7年12月20日まで

3. 調査の目的及び方法

■ 目的

玄海地区においてムラサキウニは重要な磯根資源であるが、場所によっては漁獲されないため異常に増殖し、藻場の減少、いわゆる磯焼けの原因となっている場合が多くみられる。

今回の調査はこの対策として、異常に増殖した箇所のムラサキウニを漁獲により駆除し、駆除したウニの有効利用方法を検討することで、玄海地区の藻場保全を図ることを目的とする。なお、本調査は、佐賀県水産課から玄海漁協への業務委託である。

■ 方法

浜崎、高島、神集島、加部島、馬渡島、京泊、駄竹、向島の8地区の共同漁業権内において（下図参照）、漁業者が素潜りによりムラサキウニを漁獲し、駆除する。駆除実施前後での海藻の繁茂状況、身入りの変化などを確認することで駆除効果を把握する。

また、漁獲したウニは高串漁港（市場跡地）に集荷し、身入りの状態やサイズなどにより加工、蓄養（陸上育成での身入り改善）、釣り餌などの有効利用がで

きないか検討する。

4. 調査に使用する船舶

別紙1のとおり

5. 調査を実施する者の氏名及び住所

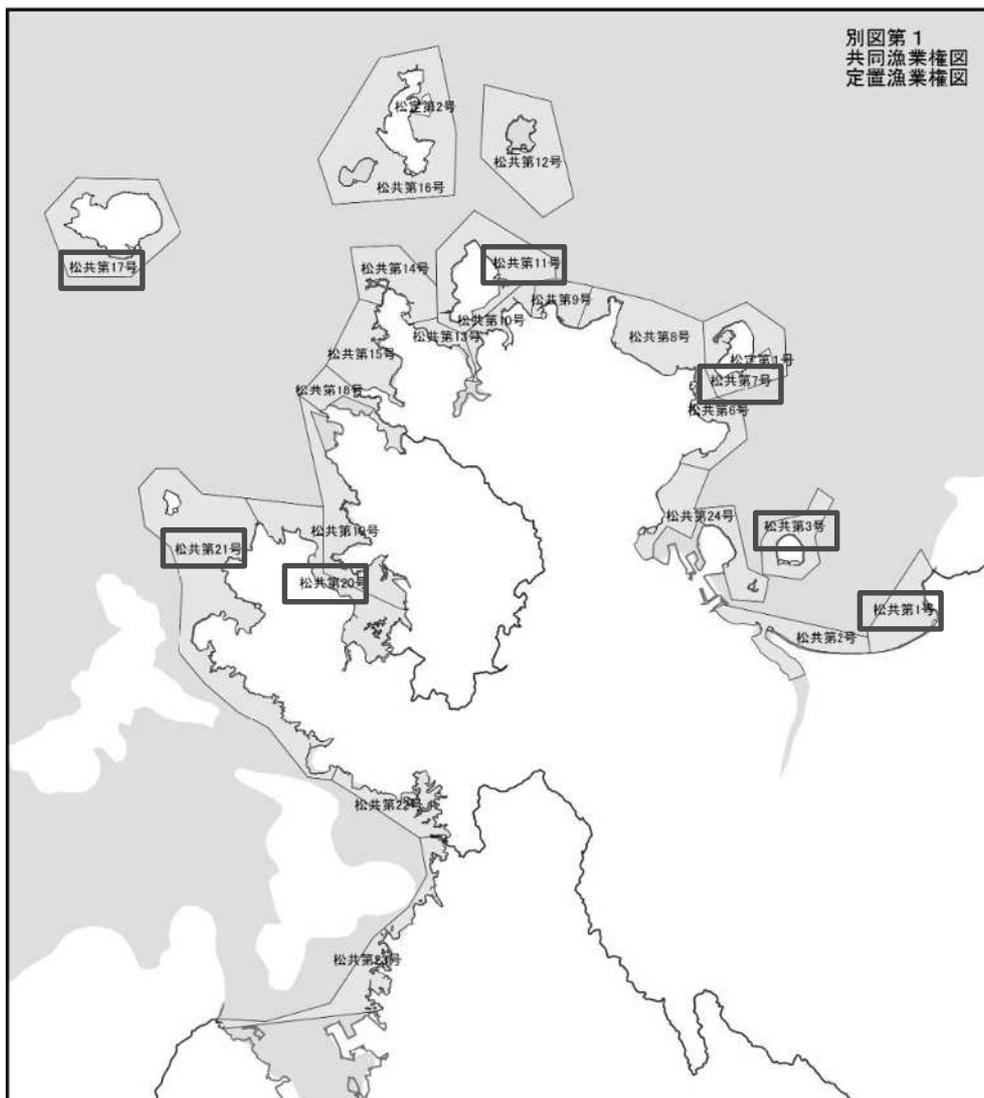
別紙2のとおり

6. 採捕量・個体数

ムラサキウニ約7,500kg、15万個体程度（昨年度の実績から推測）

7. その他

とくになし

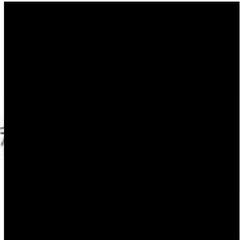


調査実施箇所図（松共第1、3、7、11、17、20、21号 図中四角囲み箇所）

令和7年 6月 24日

佐賀県水産課
課長 横尾 一成 様

佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄



同 意 書

令7年6月24日付け水産第1342号にて依頼がありましたムラサキウニ駆除事業の実施に関して、同意いたします。

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**）協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について（案）

【継続】

内容

本県の延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁業者は、クロマグロの漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。

また、定置網についても近年、クロマグロの入網急増がみられるようになってきており、配分枠遵守のための放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、経営の悪化を招いている。

さらに、沿岸域におけるクロマグロの回遊行動の変化や、クロマグロの増加によるイカ等の水産資源への影響を指摘する声が一層強くなっている。

については、クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望します。

- 1 直近のデータに基づいた、国際委員会における資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮しつつ、大型魚、小型魚ともに、より資源の実状にあった配分に引き続き努めること。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁等に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。
- 4 沿岸域におけるクロマグロの移動生態調査や、資源の回復による、イカ等の主要水産資源への影響評価を行うこと。

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

【継続】

内容

免許が不要なミニボート（長さ 3 m 未満かつ機関出力 1.5kW 未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行うなどし、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をもみても、令和に入ってから毎年 100 件以上で推移している。

このため、全国各地で安全講習会の開催などの安全啓発活動を積極的に実施されているが、今後も海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる啓発活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識している。

については、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望します。

- 1 ミニボートの所有者登録制度を創設し、定期的に安全講習会の受講を促す、強い働きかけができる体制を構築すること。
- 2 衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層緊密に協力しながら行うこと。